

自動車税の過誤納金の還付について

指定口座への還付が可能となりました。

自動車税の過誤納金の還付について、県税システムの改修により平成 29 年度以降、あらかじめ振込先のお申し出のあった方については、その指定口座への還付ができることとなりました。

指定口座への還付をご希望される方は、「自動車税還付金口座振込依頼書」をご提出ください。

自動車税の 納税方法	還付金受取方法	
	振込依頼書の提出なし (従来どおり)	振込依頼書の提出あり
① 口座振替の方	振替口座への振込みによる還付	振込依頼書に記載された指定口座への振込みによる還付
② それ以外の方	送金通知書による還付 (※送金通知書を金融機関へ持参し還付金受取)	

【申請窓口・お問い合わせ先】

○愛媛県税務課
(089)912-2201

○東予地方局税務管理課
(0897)56-1300 (代表)

○中予地方局税務管理課
(089)909-8752

○南予地方局税務課
(0895)22-5211 (代表)